平成２５年（フ）第５４７０号
千葉県市川市福栄１丁目15―14―102
債務者　成田　義一
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４７２号
東京都練馬区土支田１丁目９―21
債務者　鈴木真知子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４７４号
東京都豊島区北大塚１丁目32―13―204
債務者　森　憲一郎
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４７８号
東京都江東区亀戸９丁目18―13―708
債務者　船生　一貴
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４７９号
東京都世田谷区岡本３丁目９―10―203
債務者　玉井健太郎
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４８６号
千葉県印西市平賀学園台２丁目２―２
債務者　鈴木　美佳
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４９１号
東京都品川区豊町４丁目12―13―102
債務者　今野　正彦
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４９２号
東京都立川市錦町６丁目24―９―102
債務者　新堀チェリルこと　ニイボリ　チェリル　デ　ディオス
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４９４号
東京都足立区西新井２丁目６―６―201
債務者　今井美弥子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４９５号
東京都東村山市本町４丁目19―１―502
債務者　坪内喜代子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５０２号
神奈川県藤沢市城南３丁目１―33―408
債務者　柄澤　慧介
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５０４号
東京都台東区竜泉１丁目18―２―301
債務者　川相ふみよ
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５０５号
東京都国分寺市富士本１丁目15―21―201
債務者　柴　　厚史
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５０７号
東京都西多摩郡日の出町大字平井1820―３
債務者　森田　　節
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５０９号
東京都江戸川区篠崎町４丁目19―14　メゾンアゼィリア２―303
債務者　佐藤　幸恵
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５１１号
東京都渋谷区本町５丁目６―11―202
債務者　鴨下摩衣子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部